

別記 弁償を要するタブレット端末等の破損事由の範囲

1 修理費等の10割の負担を求める場合

(1) 使用者の故意による破損・故障等

例) 投げたり叩いたりしたことによる破損

機器の改造

システム改ざん など

(2) 使用者による紛失

2 修理費等の5割の負担を求める場合

(1) 使用者が「一人一台端末利用に関するガイドライン」を逸脱してタブレット端末を使用したことによる破損・故障等

例) 高所や地面等に放置したことによる破損

手に持ったまま走って地面に落としたことによる破損

カバンの底に入れた状態でカバンを放り投げたことによる破損

接続を許されていないネットワークに接続したことによるウイルス感染やシステム障害による故障 など

(2) 第1項に該当する場合のうち、委員会が使用者に対し修理費等の10割の負担を求めることが相当でないと判断したとき

例) 他の生徒（児童）と投げ合っていたことによる破損で、当該他の生徒（児童）にも応分の賠償を求めるべきとき

3 修理費等の負担を求めない場合

(1) 第1項及び第2項(1)に該当しない破損・故障等

例) 機器の劣化による損耗、自然な故障

夏季の使用時の過熱による故障、急な降雨時の水濡れによる故障

相当の注意を尽くしたにもかかわらず手を滑らせて落下させたことによる破損

使用者以外の第三者の行為による破損・故障 など

(2) 第1項及び第2項(1)に該当する場合のうち、委員会が使用者に対し修理費等の負担を求めることが相当でないと判断したとき

例) 使用者が盗難に遭った場合で、警察署への届出がなされた上で、発見されなかったとき など